

検討事項（案）

（今後、この検討会において議論した方がよいと思われる事項）

目的

- ・ 「知る権利」等（附帯決議・衆参）

開示請求の在り方

- ・ 個人情報への本人開示請求（要綱案の考え方）
- ・ 大量請求

開示範囲等

- ・ 審査基準の策定・公表（附帯決議・衆参）
- ・ 「公務員」の氏名（国会質疑）
（懇談会等の発言者の氏名）
- ・ 法人情報の「非公開特約」（国会質疑）
- ・ 「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」（国会質疑）
- ・ （防衛・外交情報）20年経過後の公開（国会質疑）
- ・ 「意思形成過程情報」（国会質疑）
- ・ 不開示情報を記載した行政文書を地方公共団体に配布等する場合の措置
（附帯決議・参）
- ・ 部分開示における情報の単位
- ・ 不開示決定をする際の理由の付記（附帯決議・衆参）
- ・ 行政文書の不存在
- ・ 存否応答拒否
- ・ 開示決定等の期限
- ・ 開示決定等の期限の特例の適用
- ・ 開示の実施の方法、媒体
- ・ 開示決定等権限の地方委任（国会質疑）

手数料

- ・ 手数料の額（附帯決議・衆参）
- ・ 手数料の減免（国会質疑）

不服申立て制度

- ・ 諮問までの期間
- ・ 審査会の体制（附帯決議・参）
- ・ 審査会の性格（諮問機関か裁決機関か：情報公開部会での議論）

裁判制度

- ・ 地方管轄の特例（法律附則）
- ・ インカメラ審理等（要綱案の考え方）

文書管理

- ・ 行政文書の適正な管理（附帯決議）
- ・ 文書管理法（国会質疑）
- ・ 行政文書ファイル管理簿

情報提供

会議の公開

司法府・立法府の情報公開

指定法人等（独法附帯決議）

特別調査により把握するものとして意見のあった事項

- ・ 開示請求者の実態（請求者数等）
- ・ 国会及び裁判所が作成した文書の開示請求事例
- ・ 文書管理（保存期間の定めのある文書と無い文書の実態等）
- ・ 審査基準の作成状況
- ・ 情報公開審査会付議事案と訴訟との関係

（注） は、第1回の検討会における意見を基に追加したもの